バス運転者の労働時間等の基準

　バスを含む自動車運転者については、労働基準法等は別に労働時間等の基準が定められています。

　厚生労働省が以下の改善基準告示（「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」平成元年〈1989〉２月９日　労働省告示第７号）を策定し、国土交通省もこの改善基準告示をそのまま引用して勤務時間等告示（「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第１項の規定に基づく事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年〈2001〉12月３日　国土交通省告示第1675号）を定めています。

　さらに、この勤務時間等告示をもとに、国土交通省が交替運転者の配置基準（2013年８月から全面施行、夜間の部分は既に一部施行）を定めています。

自動車運転者の労働時間等の改善基準告示の概要（バス等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | バ　ス　等 | 条文 |
| 拘束時間 | ４週平均で１週間当たり　65時間（貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週のうち16週間までは、４週平均で１週間当たり71.5時間まで延長可）１日原則13時間　　最大16時間（15時間超えは１週２回以内） | 5①15①25①2 |
| 休息期間 | 継続８時間以上運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように努めること | 5①35② |
| 拘束時間・休息期間の特　　　例 | 分割休息期間、２人勤務、隔日勤務及びフェリー乗船における特例は、労働省労働基準局長通達の定めによる | 5③ |
| 運転時間 | ２日平均で１日当たり　９時間４週平均で１週当たり　40時間（貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び高速バスの運転者については、労使協定があるときは、52週間についての運転時間が2080時間を超えない範囲内において、52週のうち16週間までは、４週平均で１週間当たり44時間まで延長可） | 5①45①4 |
| 連　　　続運転時間 | ４時間以内（運転の中断には、１回連続10分以上、かつ、合計30分以上の運転離脱が必要） | 5①5 |
| 時間外労働 | 一定期間は２週間及び１か月以上３か月以内の期間を協定 | 5④ |
| 休日労働 | ２週間に１回以内、かつ、４週の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 | 5⑤ |

交替運転者の配置基準（2013年８月１日より全面適用予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 新高速乗合バス(貸切バス事業者の受託運行も含む) | 観光等に使用される貸切バス |
| ワンマン運行の上限 | 夜　間（午前２～４時にかかる運行） | ○距離：実車距離400kmまで＊ただし特別な安全措置を講ずる場合は500kmまで○時間：運転時間９時間以内○連続乗務：連続４夜まで＊ただし400km超は連続２夜まで○連続運転時間：計画上２時間まで○休憩：４時間毎に30分以上確保＊ただし400km超は４時間毎に40分以上確保（自社運行の場合には例外措置あり） | ○距離：実車距離400kmまで＊ただし特別な安全措置を講ずる場合は500kmまで○時間：運転時間９時間以内○連続乗務：連続４夜まで＊ただし400km超は連続２夜まで○連続運転時間：計画上２時間まで○休憩：２時間毎に15分以上確保＊ただし400km超は２時間毎に20分以上確保 |
| 【特別な安全措置】（貸切委託はイのみで可）イ　運行前の休息期間11時間以上ロ　身体を完全に伸ばせる施設（床下仮眠施設等を含む。リクライニングシート等の座席は除く）での連続１時間以上の仮眠休憩確保【自社運行の場合の例外】　路線毎の個別審査により実車距離500kmを超える夜間運行路線を設定できる（運行は一人週２回まで） | 【特別な安全措置】イ　運行前の休息期間11時間以上ロ　一運行の乗務時間（回送運行を含む乗務開始から乗務終了まで）が10時間以内又は身体を伸ばせる施設（床下仮眠施設及びリクライニングシート等の座席を含む）での連続１時間以上の仮眠休憩確保 |
| 昼　間 | ○距離：実車距離500kmまで＊ただし、特別な安全措置を講ずる場合は600kmまで○時間：運転時間９時間以内○連続運転時間：計画上２時間まで（自社運行の場合には例外措置あり） | ○距離：実車距離500kmまで＊ただし、特別な安全措置を講ずる場合は600kmまで○時間：運転時間９時間以内○連続運転時間：計画上２時間まで（一日に二つ以上の運行に乗務する場合には例外措置あり） |
| 【特別な安全措置】　運行前11時間以上の休息期間又は運行途中に１時間以上の休憩（１回連続20分以上で分割可）を確保【自社運行の場合の例外】　一日に二つ以上の運行に乗務する場合は、週に３回まで600km超が可（運行の間に１時間以上のまとまった休憩必要） | 【特別な安全措置】　運行途中に１時間以上の休憩（１回連続20分以上で分割可）を確保【一日に二つ以上の運行に乗務する場合の例外】　一日に二つ以上の運行に乗務する場合は、週に２回まで600km超が可（運行の間に１時間以上のまとまった休憩必要） |
| 昼夜とも | 【特別な安全措置】・乗務中に電話で体調報告・デジタコによる運行管理【自社運行の場合の例外】　一日の運転時間は、週に３回まで９時間を超えることができる | 【特別な安全措置】・乗務中に電話で体調報告・デジタコによる運行管理【運転時間の例外】　一日の運転時間は、週に２回まで10時間とすることができる |